

平成27年度 第2回大阪府消費者保護審議会 議事録

- 日 時 平成28年3月29日（火）午後2時から
- 場 所 大阪府立労働センター 本館7階709号室
- 出席委員 池田委員、鈴木委員、千葉委員、花田委員、藤本委員、葉袋委員、山本委員、大森委員、岡本委員、柿木委員、中浜委員、西委員、金谷委員、高田委員
(計14名)

■会議内容

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回大阪府消費者保護審議会総会を開催させていただきます。

○事務局より配付資料の確認

○事務局 それでは、本日の会議の成立についてご報告させていただきます。

本審議会の委員総数は17名になっております。本日は14名の委員の皆様にご出席いただいております。大阪府消費者保護審議会規則第5条第2項の規定によります2分の1以上にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

出席委員及び事務局につきましては、配席図をもってご紹介にかえさせていただきます。

なお、本日、原田委員、中村委員、児玉委員はご都合によりご欠席されております。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

これからの議事につきましては池田会長にお願いしたいと思います。池田会長、よろしくお願いいたします。

○池田会長 皆さん、こんにちは。お世話になっております。

それでは早速、お手元の議事次第に沿いましてお諮りさせていただきます。

まずは議題の(1)ですが、大阪府消費者教育マップの策定についてということでございます。

まず、事務局よりご説明いただきます。よろしくどうぞ。

○事務局 よろしく申し上げます。まず、資料の1のA3の大阪府消費者教育の取組に関

するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）をごらんください。

こちらにつきましては、本年度第1回審議会総会において、事務局案をご提示し、ご意見いただきました。その際には、1つのライフステージごとに2つか3つぐらいのスローガンを出して、皆さんに読みやすく読んでいただけるようにということで提示をさせていただいたんですが、かえってそれは見にくいのではないかなど色々意見をいただきまして、今回修正し、再度整理をいたしました。

前回いただいた意見の大きなポイントとしましては、まず、小学生期について、6年間の長期間で、成長の著しい期間を一くくりで示すのには無理があるのではないかというご意見をいただきました。

2つ目に、各ライフステージごとに縦軸と横軸、縦軸がライフステージ、左側の横軸が各分野ごとに必要な能力を掲げているのですが、これに突合した形で各ライフステージごとに能力が並んでおらず、欠けているものもあるということで、どれが重要でどれが重要でないというようなことを言うのは、また、その辺きっちり精査されているのかというようなご意見もありまして、再度整理をした上で各ライフステージごとに各分野ごと整理いたしました。

3つ目としまして、下の縦軸のほうは大きく自立した消費者の育成ということで、みずからが消費者被害に遭わないということを目標としたもの、さらに発展して、消費者市民社会の構築のために必要な能力というものを掲げるところの中で、持続可能な消費の実践、こちらのほうは早期から、幼児期、小学生の低学年から教育していかなければならないが、その部分がかかり薄いのではないかといったご意見をいただきまして、整理をいたしました。

まず、第1点目としていただきました小学生期につきましては、第1回の審議会でも何人も委員の皆様から低学年と高学年の2つにするほうがいいのではないかなどご意見をいただきました。その後、教育をご専門とする鈴木委員を初めとする委員の皆様にご意見をいただいて、また、学校の指導要領などとの関係性もごございますので教育委員会とも意見交換をしながら、今回の案を作成いたしました。その中で、低学年、高学年と2つに区分するのがよいのではないかといったご意見がございましたが、小学生期は、非常に成長が著しい、一年一年ごとに変化が激しい時期であるということで、我々事務局としましては低学年・中学年・高学年の3区分にするのがよいのではないかという結論に至りました。小学生期全体を通じて、一番上の枠に書いてあるところですが、主体的な行動、社会や環境への興味を通して消費者としての素地を形成していく時期であると位置づけまして、その中でも低学年はまずは消費者としての感性を養う必要がある時期だと、中学年は少し発展しまして、体験を通

じて自分から課題を発見し、調べて理解し計画することができる力を養う時期、それから、高学年になりますともう一つ発展しまして、よい消費者としてのモラルを身につけるとともに、行動・実践を通じて社会へ働きかける力を養う時期として、各分野ごとの力を整理いたしました。

次に、第2点目としていただきましたご意見としまして、縦軸と横軸、全てのライフステージにおいて、欠けているところがないよう整理いたしました。特に、委員の皆様からご意見がございました点、高齢者では安全については非常に重要だと言われているのに、安全の部分の能力が入っておりませんでしたので、そういったところを今回つけ加えております。それからまた、幼児期のところで、以前はあくくりで、親の言うことをよく聞こうとか、安全・危険に気づこうというようなことで入れていたのですが、親の言うことをよく聞こうといったことについてはちょっと消費者教育として抵抗があるというようなご意見がありましたので、各分野ごとに、約束や決まりを守ろうとか、生活の設計・管理では欲しいものがあったときはよく考えて我慢することも覚えましょうとか、そういった形で整理をし直しました。横軸につきましてはそういった形で、例えば、中学生期であれば、ルールや約束、契約の理解・選択につきましては、再度、学習指導要領などと突合しておりますと、中学生の段階から消費者としての権利・責任を理解して権利を大切にするといったようなことも入ってきますので、そういったところを入れたり、例えば、成人一般の安全のところで危険の少ない消費生活を実践しようという表現をしておりましたが、危険の少ない消費生活というような表現が正しいのかどうかというようなこともご意見としていただきましたので、安全で危険の少ない消費生活を実践しようといったような形に表現を修正しております。このような形で細かく修正は入れさせていただいています。

その後、第3点目のご意見で、持続可能な消費の実践に関する記載が中学生期までの期間が不十分であるとのご意見につきましては、環境問題をご専門とする花田委員ほかさまざまな委員の皆様からご意見をいただきながら修正をいたしました。まず、幼児期については、物を大切にするという心の育成をしよう。それから、低学年で消費者問題への気づき、それから、生活習慣を身につけ、お小遣いを使うときには必要かどうかをよく考えようといったこと。それから、中学年では、社会などで自分の身近な周りの地域との関係性なども学びますので、地域等身近な環境と自分の消費生活とのかかわりを考えて行動しようといったようなこと。それから、高学年におきましては、もう一つ進んで世界の社会と自分たちの消費生活が結びついていること、自分たちが食べているものが例えば海外の森林を伐採してそこ

で何か養殖されたようなものを食べているというようなものもあるとか、そういった、世界を、人々の社会とか生活とかそういうものとの結びつきを考えながら、少しずつ地球レベルでの考えへ発展させていこうと。中学生につきましては、地球規模で消費生活が与える影響を実際に考えて、問題解決まで結びつけていこうという形で整理をいたしました。

大きな修正点は、以上の大きな3点のご意見をもとに修正いたしております。

これらにつきましては、マップの下に書いていますが、本マップに記載した考え方はイメージの例示で、消費者教育を進めるに当たって参考とするものであるとさせていただいております。必ずしも、例えば小学校、中学校、高校の学習指導要領と全く合致しているという形にはなっておりません。それにつきましては、あくまでも消費者教育を進めるに当たって、今後、消費者市民社会の構築に向けては、学習指導要領の範疇は若干超えるかもしれないけれども、こういった能力も育成する必要があるという部分も含めて記載させていただいておりますので、こういった参考とするもの、各学校を拘束するものではないというようなことで記載させていただいております。

以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

前回の総会の折に、委員の皆様から種々貴重なご指摘を賜りました。そのことも踏まえて事務局のほうで手直しをしたものにつきましてのイメージマップということでございますが、ただいま特に修正した点などを中心に説明いただいたところです。

それでは、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かご質問等を賜ればと思います。が、いかがでしょうか。

じゃ、岡本委員、お願いいたします。

○岡本委員 1点教えていただきたいのですけれども、小学生期なんですけれども、低学年・中学年・高学年と分けて考えられています。いいことかなと思うのですけれども、実際子供を持ちますと、小学生の1年、2年あたりまでは、早生まれの子というのが結構4月から6月ぐらいに生まれた子たちに比べては、身体能力だとか少しそのところがまだ幼いかなと、うちも早生まれ、個人差があるかもしれませんが、持つとそう感じたことがあるんです。ですので、ここのところ、小学生のところの1年生から2年生と3年生から4年生、5年生から6年生と分けられていますけれども、2つの分野に分けたほうがいいのかと個人的に思うのですが、教育専門になさっている先生のご意見で、早生まれと、今どき、遅生まれというんでしょうか、4月から6月の子たちの少し発達のところは昔と比べては随分

と、早生まれの子も4月から6月の子と比べて大差がないのかどうかを少し教えていただけたらと思うのですが、いかがなのでしょう。

○池田会長 ありがとうございます。

このあたりは鈴木委員、いかがでしょうか。お願いします。

○鈴木委員 すみません。今、小学校の現場にずっと張りついているわけではないので、適切な回答になるかどうかわかりませんが、これはあくまでも目安といいますか、例示という形でご提案いただいているわけですね。小学校低学年には生活科がございます。小学校高学年は家庭科がございます。中学年になりますと社会科ですとか総合的な学習が入ってくる。この区分で考えたときには、学校教育の現場にこれを示したときには、学習のカリキュラムの中に位置づけようと思ったときに極めてクリアになるというのがメリットとしては大きいかなと思います。もちろん個人差があることは、成長の段階で約1年違えば、特に幼児期などは顕著でございますし、小学校低学年に関しては、その名残といいますか、解消するのは10歳ぐらいまでかなというのが現場の一般的な認識だと思うので、そのあたりまで考慮してとなりますとなかなか区分が難しくはなるのですが、現場の教員がこれを見たときには、非常にクリアに低学年・中学年・高学年の位置づけというのはイメージできると思いますので、これでよろしいのではないのでしょうか。

○池田会長 ありがとうございます。

いろいろあるのかと思いますが、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、中浜委員。

○中浜委員 まとめていただきまして本当にありがとうございます。

リサイクルとかごみの減量、省エネということで、持続可能な消費の実践の中に書いておられます。それとあと、高学年は地球温暖化とか環境問題というのを書かれておりますので、教育の場という一番下の欄には学校・家庭・地域・企業というのを入れていただいたら、事業者ともども、やはり出前講座、出張講座等で企業も一丸となって消費者の問題、消費者教育に参画していただいておりますので、企業というのを入れていただくのがベストかなと思います。

それとあともう一点、中学校、高校生の情報の関係ですけれども、やはりオレオレ詐欺に何も知らないで加担する学生が多いです。学生バイトで仲介をするということで、簡単に稼げるといったことで検索すると、やはりオレオレ詐欺のそういうのを、お金を高齢者の家

に取りに行くというそういうバイトを何か紹介されるということなんで、それも含めて、サイバー犯罪もそうなんですけれども、こういった高校生のところを、大学生のこういった部分に、やはり文言としてサイバー犯罪の恐ろしさ、ネット犯罪等々のことを入れていただきたらなおわかりやすいのではないかなと思いました。

○池田会長 ありがとうございます。

ご指摘いただいたところで、ご意見として承りたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○大森委員 内容のことと、あと活用のことと、2つの側面でちょっと発言をさせていただきたいと思います。

内容についてで、消費者市民社会の構築のところの成人期のところで、あと若干、高校生期のところを含めて、消費行動に取り組もうというような言葉が使われているんですね。これはちょっと捉え方が人によって違うかもしれませんが、消費行動というところに余り絞り込んでしまうよりも、もうちょっと幅広く生産から廃棄まで、さらにその消費のことだけではなくて、いろんな働きかけというようなことも含めて、例えば国のイメージマップですとライフスタイルという言葉が使われるんですね。なので、もうちょっと幅広い言葉にしておいたほうがいいのではないかというのが1点です。

同じく、消費者市民社会の構築の成人期のところの大学・専門学校、若者と成人一般のところの表現なんですけれども、ここも消費者市民社会に向けて活動しようということだけ書いてあって、これだとタイトルと同じことを繰り返し書いているだけなんで、もう少し違う形で書いたらどうかと思います。これも、国のマップでいうと、消費者問題を含む社会課題の解決と公正な社会をつくるため、つくろうとか、そういう言い方になっているんですね。なので、ちょっとそこは表現を見直していただければなというように思います。

あと、情報とメディアのところ、今も少しご指摘もあったんですけども、早い時期から情報のセキュリティーの問題、今、非常に低学年、小学生期から個人情報の問題を含めて問題だということが指摘されていると思いますので、そういう側面と、あと、情報を発信するということがなかなか項目の中で出てこないの、どういう発信の仕方をするのかというところも含めてもう少し整理をしたらどうかと思います。

あと、ちょっと細かい話ですけども、小学生、低学年、中学年のルールや約束のところ、物やお金を大切にしようとお小遣いの話が出てくるんですけども、これは普通は生活の設計・管理の項目のところ、挙がることが多いと思うので、ちょっとそこも整理をしてい

ただければというように思います。

あと、内容は以上で、活用のことなんですけれども、このマップをつくってどう活用するかというのが本質だと思うんですけれども、今日も、内容のご説明はあったんですけれども、これをどう活用する予定なのか、考え方なのかというのはご報告がなかったので、少しそれがあれば教えていただきたいということと、私のほうからの提案としては、これはせつかくマップができたんで、できるということだと思いますので、これに沿って大阪府域の状況を分析して、今後どういう取り組みをしていくのかということについて、この審議会の場であったり、あるいは部会をつくるなりして、一定の時間を確保して議論をするということが審議会の役割として必要なのではないかとこのように思うのですが、そのことについてはどのようにお考えなのかということをお教えいただきたいとこのように思います。

○池田会長 ありがとうございます。

事務局のほうからは後で一括して可能な範囲でお答えいただくというふうにしたいと思えますので、引き続きご指摘、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西委員 先ほどから情報のこととサイバー犯罪のこととかということでお話になっておまして、私も、実感としまして、消費者が、被害者にももちろんなるんですが加害者にもなるということで、実際に相談とかで、マルチにかかわって結局、友達関係が壊れてしまったという相談だとか、情報のことでやっぱり同じように友達関係が壊れてしまったというようなご相談を受けたことがあるんです。直接、消費生活相談ということではないんですが、やっぱりそういうお話とかもよく聞きますので、こういうところも実際に自分自身も加害者になってしまいかねないというところが、本当の意味での自立と連携して、もちろんそういうところもちょっと加えていってはどうかなというふうに思います。

それと、先ほどもおっしゃってましたように、情報のこととか情報社会のルールとかいうことは、やっぱり小学生ぐらいのうちからしっかりと掲げて勉強していくべきではないかというふうに思います。

以上です。

○池田会長 どうもありがとうございました。

全体の時間の中の配分的には、ほぼぎりぎりというところですが、どうしてもちょっとこの点は言っておきたいという委員がおられましたら。

どうぞ。

○千葉委員 表現だけ見直していただいたほうがいいと思うんですが、左側のほうから、自立

した消費者育成というふうに書いてありまして、その中に情報とメディアと、その次なんです。メディアリテラシーというふうに書いてあるんですが、これはここの後に書いてある内容と表題が一致していないんじゃないかと思いますので、もう一回、見直したほうがいいと思います。これ、メディアに対するリテラシーの問題じゃないと思うんですね。情報通信とかその人の問題だと思います。

以上です。

○池田会長 それじゃ、貴重なご指摘、ご意見、種々いただきました。ありがとうございます。

事務局のほうで、今の段階で何かございましたらお願いいたします。

○事務局 このマップの活用につきまして、位置づけについて説明が漏れておりました。マップの位置づけにつきましては、こういった各ライフステージごとにどのような能力が必要かということを示しまして、庁内のまずは消費者問題に関連する各部局が、各ライフステージの人々を対象とする消費者教育に関連する事業の中でこういった視点を取り組んでいただくということで、認識を一致させるのがまず一番の目標です。当然、審議会資料としても表に出ますし、府民の皆様にもお示しさせていただきますので、またこれを参考に、消費者団体の方々とか企業の方々だとか、いろんなところで消費者教育に取り組んでいただければと考えております。

○事務局 貴重なご意見、ありがとうございます。

活用方法は、先ほど申しました通り考えております。

特に庁内でこれを配付して、庁内の関係部局でいろいろ検討して、教育委員会も含めてもちろんほかのところでも、食とか環境とか、関係部局が集まってやっていますので、そこに十分集中してその部局でそういう施策をやっていくときに、これはあくまでイメージですけども、こういったことをもとにやっていくと。まずは府としてこれを進めながら、また来年度、進捗状況もご報告しますので、そういう中で消費者教育の状況もご議論いただきながら、次の足りないところとかやっていきたいなと思っているのと、また、我々も市町村の消費者業務の状況もまた把握しながら、まずはこれを我々としてまとめて示させていただければと考えております。

いろいろご議論いただいた中で、消費行動という言葉なんですけれども、ライフスタイルとそこまで言うとかかなり広がってしまって、イメージ的にはそうさして違うことを言っているわけではないと思っているんですけれども、消費者教育に関するという中で、こういった行動という意味ではこういう言葉を使わせていただいていると。

それから、情報発信については、ここはどっちかというと身につける能力という形で記載させていただいたんで、自分から発信していくというのはあまり、高齢者とかは自分のその経験を生かしていくようにしようとなっているんですけども、なかなかそこまではちょっと、若者のところはそこまでまだ記載させていただいていないというところでございます。

それから、物やお金を大切にしようとか、お小遣いを計画的にというのは確かに生活設計ではあるんです。ですけど、ルールや約束のところ、そういったルールを守っていくというには、自分としてもそういう計画的に使っていくとかいうのも一定そういうふうにとれるんじゃないか、なかなかここ選択肢が非常に難しく、実は前はまとめて書いていたんですけども、きっちり分けてしまうとなかなか表のところ、こういったいろんな契約の理解・選択という意味でも、自分が選択して使っていくのに大切にしながらやっていくという視点も大事なので、そこはそんな形で書かせていただいています。あくまでイメージマップということでもともと出させていただいていた分がもっとばくっとしていたんですけども、そういった形でご理解をいただければなというふうに思っています。

それから、メディアリテラシーのところは、検討できればというふうに思います。

以上です。

○池田会長 どうもありがとうございます。

それでは、委員の皆様からいただきましたところにつきましては、追って事務局のほうで種々ご検討をいただいた上で、取り入れていくところは取り入れていただくというところで前に進めさせていただきます。ともあれ大阪府としては、この消費者教育、ファーストステップ、非常に重要な局面になりますので、いずれにしましても今後とも委員の皆様のお力添え、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、後でまたご指摘いただくところがあるかと思いますが、取り急ぎ前のほうに進めさせていただきます。

お手元の次第の議題（２）ですが、平成28年度大阪府消費生活センター予算の概要、それから（３）平成27年度上半期の消費生活相談概要について、２つ合わせて事務局よりご説明をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○事務局 資料２、３、４に基づき説明。

○池田会長 ありがとうございます。

平成28年度の予算案、それから平成27年度の上半期、大阪府内と大阪府、それぞれについての実績にかかわるものについて一括して説明いただきました。

それでは、これより委員の皆様から、ご質問あるいはご指摘いただきます点などをいただければと思います。いかがでしょうか。

○葉袋委員 葉袋です。今年、消費のサポーターの更新講座の担当を拝命いたしましてお話をさせていただいたんですが、消費のサポーターの活用の仕方についてももう少し議論をしていただいて、よりサポーターの人が活動しやすく、あるいはいろんな地域の人がサポーターの人を呼びやすくするような試みがあればいいなというような感じの雰囲気がありましたので、なかなか需要と供給というのがうまくいかないのかもしれませんが、高齢者の消費者被害を防止するためのボランティアさんなので、できるだけ活躍していただけるような機会を広げていただければなというふうに思っております。

それとの関係で、本日、大阪府の新しいステッカーを頂戴したんですけども、このステッカーなんですけれども、これ配布するだけでは、しまっておかれたりしたり、あるいは貼っておけばそれで済んでしまうようにちょっと誤解をされると思うんですけども、やはり貼るだけでは100%は訪問販売を防止できなかつたりするので、特に悪質な人たちが逆に自分たちは悪質ではないということで勧誘することもありますので、これに対して、断り方を消費のサポーターさんとか、あるいは府のパンフレットとかで消費者の方、特に高齢者の方には、いかにして万ステッカーを無視して来られた場合には断るのかということをお教えあげよう、気づいていただけるようなといいますか、断る力というのが消費者力の1つだと思いますので、それを身につけていただけるような工夫もあわせてやっていただければよいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○池田会長 どうもありがとうございます。

それじゃ、引き続いてご指摘、ご質問等いただけると……。どうぞ。

○高田委員 すみません。どこかの数字に入っていればあれなんですけれども、いろんな講座の開催されているところなんですけれども、延べの開催の回数は書いておられるんですけども、参加人数がちょっと書いておられないので、その記入をぜひしていただけたらと。一番最後に事業者に対する説明のところには延べの参加人数も書かれておられるので、少ない予算で頑張っておられると思うので、できるだけ多くの方とか、参加したからできるわけじゃないですけども、それで認定とかいろんな時期でたくさんできるようにしていただきたいと、も

う一点、いろんな形で少ないところでいろんなテーマでやられるんですけども、いろんな部署と連携されていますのでいろんな情報入れられてこれから多くなってくる、インターネット、多いんですけども、大阪府警さんとかによると東京のほうは特殊詐欺が減ってきて、ここしばらくでは間違いなしに大阪のほうは特殊詐欺が一気にふえると言われていましたんで、そういうところのテーマもやっぱり考えていただきたいなと思います。

以上です。

○池田会長 どうもありがとうございます。

さらにご指摘等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○柿木委員 いろいろなものをつくっていただいて、ありがとうございました。

今回、危害情報、出ている中で、27年度、府内もそうですし、それから大阪府もそうなんですけど、7ページと5ページに書いていただいている健康食品の危害と、それから販売方法もありまして、私もあちこち自治体で相談を受けている中で、ことし、今年度は特にやはりこの健康食品、若年層、高校生とかそれから二十歳未満の方々にダイエット用の健康食品ということで、最初は500円とかというような広告が入っていて、その後は2回、3回をやったりとらないといけないとかという、販売方法だけではなくて、危害情報が大変多かったように思いました。それがやはりこの数字の中で37件になっていたり8件になっていたり、断然、前年度に比べると増えていると思うんですけども、この辺で、高校生とかそれから若いお嬢さん方への啓発をしていく中で、契約だけではなくて、やはり食品とか、それから整形なんかもそうだと思いますけれども、体を壊してしまうというようなこともさらに啓発していただいたら大変ありがたいということと、それから、私どもでは、なかなかその中身が本当にこういうものが入っているのかどうかということとかがわからないことがあるので、大阪府であればテストなんかできますので、その辺もしていただいたら大変ありがたいかなと思っております。

○池田会長 どうもありがとうございます。

さらにいかがでしょうか。

○岡本委員 すみません、暮らしのサポーターの件で伺います。今、何人ぐらいの方が活動されているのかということと、確か、暮らしのサポーターという名称であったかどうかは忘れてしまったんですけども、以前は講習会を受けた方々にそれを依頼されていて、大阪府の予算のこともあって3年間ぐらいは休止されていたかという覚えがあるんですね。そのところはどのような、例えばこういう団体に委嘱しているんだよというようなこともおありか

などと思う、それはないんですか。個人的に委嘱されているんですか。ちょっとそのところを教えていただけたらと思います。

○事務局 おっしゃっているとおり休止しております、更新講座は行っていたのですが、養成は今年度、平成27年度から再開をしております。位置づけも変え、名称も変更しました。前までは、暮らしのナビゲーターでしたが、いろんなミニ講座だけではなくて、他の市町村の啓発活動にも参加してもらえるような形で若干形を変えて養成をすることとして考えております。今現在、サポーター自身は、更新されたものを含めて150名弱おります。

○岡本委員 すみません。更新講座は毎年1回必ず受講しなければならない、それを1回でも欠けてしまうと、今で言うナビゲーターのほうもできないというようなことが3年ぐらい前にあって、もうそれでは1年抜けてしまったからできないよねと考えられた方も何人かいらっしゃるのと伺ったんですけれども、そのところは今はどのような形で呼びかけをされて継続されているのかというところを伺いたいと思います。

○事務局 今、更新講座は年に3回やっております、年3回のうちの1回を受けていただければいいという形にしておりまして、できるだけ多くの皆様方に受講していただけるように工夫はしています。

それと、例えば今年度はどうしてもこの時期忙しくて、家族の問題があったり、何らかの事情があったりとかいうことでできなかったとかというような方については、いろんな、次年度、1年あけて次受けていただいても更新できるような形をとったり、その辺はちょっと融通をきかせて運用はしております。

○池田会長 ありがとうございます。

さらにご指摘等ございましたら。

○大森委員 予算のところでは高校生、大学生という若い世代向けのところで新しい事業ということで予算もつけて取り組んでいこうということで、大変いいことだなというふうに思いながら聞かせていただきました。

ちょっと発言したいのは、消費者被害をどう防いでいくかというところの対策のところ、もう少し具体的に進まないものかということを感じております。とりわけ高齢者の被害防止が急務であるというのは共通の認識なんだろうと思うんですが、先ほどご報告の中で少しお話にありました消費者安全確保の地域協議会の問題、地域での見守りネットワークを進めていこうということだと思んですが、具体的にやはり市町村さん、地域に身近なところで進めてもらうことになるというのが中心だと思います。それを府としてもぜひ市町村に呼びかけて

いくという取り組みが必要だろうというふうに私は思っています。ただ、もう予算が決まっているので、予算なしでもできるものがないかということで思っていたんですが、先日、東京都さんの取り組みを少し聞かせていただく機会がございまして、その中で予算は要らないんじゃないかなと思って聞いていたのが、1つが、市町村が見守り活動をどれぐらいやっているかというチェックシートを東京都がつくって市町村に自己評価をしてもらおう。それを都が集約をして公表して、市町村のところの取り組みを促すということをこれからされると。アンケート調査は1回昨年されたということでしたけれども、そういうことがされています。

あるいは、もう一つが、地域ブロックごとに分けて、自治体の担当者を対象にした推進会議みたいなことをやって、市町村のところの情報交換とどういう課題があるのかみたいなどころを意見交換しながら一緒に進めるということをやるといふふうには伺いました。

2つ目のブロックごとの会議というのは、市町村側からも、どのように進めていいかわからないというところもあって、そういう要望もあってやるんだというお話で、これ大阪府内の市町村のところに私どもがお話を聞いたときにも、担当者の方から、やはりどのように進めていいかというところを、率直に相談できる場なんかはやっぱりほしいというふうには伺ったことがあります。そういう場をつくるぐらいであれば特段新規の予算も要らないのではないかというように思いますので、そういう形で具体的にどれだけ進んでいるのかを把握して取り組みを促すということではできないものかということをもたご検討いただければというように思います。

あと、お断りシールのお話、先ほど薬袋委員からもございましたけれども、これもせっかくだからつくるので、つくった後、どう普及していくのかというところで、いろんな団体さんと一緒に取り組むということも、呼びかけてですね、ただありますよではなくて、例えば老人クラブ連合会さんなんか全国的に消費者被害防止のキャンペーンなんかをされている時期でもありますから、老人クラブさんのところへ行って、こういうをつくるからぜひ一緒に普及しませんとか、そのときに薬袋委員が行くので一緒に来てくださいますよとか、そういういろんなところとタイアップして普及をしていくということはあるといいのかなと思いますし、あるいは、事業者指導のときにも、難しいのかもしれませんが、シール貼ってあるところに訪問したというようなときには、いや、そのこと自身もやっぱり条例ではひっかかるんですよと、やっぱり貼ってあるところはもうこれからは行かないでくださいねというようなことも言えるのではないのかなというように思います。

すみません、あと1点だけ。ちょっと話は今すぐということにならないんですが、適格消

費者団体との連携の強化ということもちょっと考えていただきたいなど。10月には被害回復の集団訴訟の制度が実施されるということになっています。府の基本計画の中でも、適格団体とは情報提供して周知等連携を進めるというような項目が書き込まれています。具体的には、やはりそういう集団訴訟という制度が始まりますし、今現在も適格団体の訴訟制度はあるわけで、そういう制度がありますよということを府民であったり、あるいは市町村の相談窓口向けに、これも府だけでやるということじゃなくて、一緒に適格団体さんと周知の取り組みをするというようなことがあってもいいと思いますし、あるいは、情報提供、パイオネットの情報は提供できるというように法的になっているかと思いますが、それ以上の、契約書とか含めた情報提供をどこまでどういう形でどういう根拠でやるのかということでは、自治体と覚書を結んでやるという方式を幾つかの地域ではされているというように聞いていますので、例えばそういうふうなこと。あるいは、あっせんが不調だった案件については集団訴訟に持っていけないのかというようなご相談をするというようなことも、あるいは京都府のところでは具体的にそういう取り組みがあるというふうに伺っておりますので、これ、適格団体さんのところとぜひ相談の場をつくっていただいて、どのように連携ができるのかということをちょっと意見交換しながら進めていただけたらなというように思います。

○池田会長 何かありますか。

○事務局 消費者被害の防止のための具体的な対策なんですけれども、こちらは消費生活センターのほうのあれはないんですけども、今年度、府警本部さんが特殊詐欺等の関係で重点を置いて、高齢者被害発生多発地域のいろんなそういう相談であるとか通報があったところの地域を重点的にコールセンターから架電をして被害の防止を防ぐための啓発活動を行うといったような事業を重点的に開始したいと。ほかにも、その被害発生多発地域について、事業者さんに対しても高齢者へ呼びかけるというようなことを事業として新規で開始されます。そのような取り組みも立ち上げられますので、ご説明だけさせていただきます。

そのほか、協議会等の話ですけども、私ども、今年度、福祉部と連携した見守り強化を始めておりまして、福祉部が開催する例えばケアマネジャーの会議でありますとか、社会福祉協議会さんの会議でありますとか、老人クラブ連合会さんとか、いろんなところで大阪府のそういった消費者問題、高齢者に対する消費者としての見守りの視点について、いろんなガイドブックをお配りさせていただいたり、説明をさせていただいたり、いろんなことを取り組んでおりまして、それをきっかけに市町村でいろんな取り組みをする助けになればいいというふうな形で進めております。

それ以外にも市町村との、当然、消費者行政の担当部局の会議は、啓発部会や相談部会など様々な会議がありますので、各種の機会を通じて高齢者の見守りにつきましての進捗状況でありますとか、対応でありますとか、その強化に向けた交付金の活用でありますとか、働きかけをするように努めております。

そのほか、市町村の消費者セクションが既に福祉部のセクションとネットワークを持っていて、いろんな高齢者見守りネットワークをつくっておられるところが半数ぐらいあるんですが、なかなか福祉部局との垣根が非常にあってうまく連携できないというような声も聞きますので、そういった市町村の福祉担当関係部局に対しても働きかけを進めるようにしております。

以上でございます。

○千葉委員 今の点で大分理解もできましたし、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、福祉部との連携というところが非常に重要だというふうに思います。それぞれが、消費者政策として高齢者対策のために見守りのネットワークを今から新規につくるというのではなくて、介護のネットワーク、それから成年後見のネットワーク、こういったところにむしろ消費者教育をして、併用するというんですかね、既にある人材のネットワークをフル活用するというほうが、より効果的だし早いだらうというふうに思いますので、ぜひ部局の壁を越えて連携をしていただければというふうに思います。

それからもう一つ、高齢者問題との関係で、さっき葉袋委員がお話になった拒否をするというステッカーなんですけど、高齢者というか、いわば消費者のほうに、こういうものありますよ、貼ってくださいという、宣伝といいますか普及をするだけではなくて、事業者団体に対して、府としてはこういうものを推進したいということをおっしゃる必要があるんじゃないかというふうに思います。もちろん、そう言ったからといって訪ねてこないとは限りませんし、効果がどれだけあるのかという問題もありますけれども、賢くなるということだけを念頭に置くのではなくて、実は賢くなりたいと思ってもなれないというのが消費者のもう一つの側面でもありますので、事業者団体に対する周知徹底といいますか、ステッカーについてですね、こういった取り組みもそんなに予算が要るわけでもありませんから、やっていたくことが必要だというふうに思います。

それからもう一点、先ほど消費者裁判手続特例法についての施行の話がありまして、適格消費者団体との連携の話が話題に上っていたかと思うんですが、あわせて、先ほど葉袋委員が確か講師を務められていたんだと思いますが、景品表示法についての新しい課徴金制

度ができまして、この制度の中で違反した事業者自身が消費者の被害を弁償しますと課徴金の減額事由になるという制度が入りまして、これは多分世界的にも珍しい制度だろうというふうに思います。この中で直接的な被害救済に関連しているわけではありませんが、事業者がこういうことをやると課徴金が減るんだということを事業者側に言うだけではなくて、消費者側にこういう制度をもっても救済の余地があるということをやはり周知する必要があるだろうというふうに思いますので、この辺も予算がそんなにかかるわけでもありませんので、ぜひ啓発に努めていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

以上です。

○池田会長 ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。福祉部との連携、見守り強化の部分に関連してなんですけれども、この4月1日から障害を理由とした差別解消法が施行されて、学校の教育現場でもそちらに向けてのハード面、ソフト面をどのように差別を解消していくのか、不具合をなくしていくのかということに尽力しなければならないということなんですけれども、見守りの対象が高齢者だけではなくて、やはり障害を持っている方に向けての連携や、情報アクセスのバリアがどこにあるのかということを見直していかなければならないのではないかなと思います。視覚障害者向けの点字刊行物の発行のみで、それで全て解消するのかということも大きな疑問ではありますので、そうした情報発信に向けてセンターが発信すべきもの、それから事業者が発信すべきもの、いろいろあると思うのですが、そうした消費者情報に対して障害を持っている方が十分にアクセスできる状況にあるのかどうなのか、それが差別的な状況にないのかということの見直しは全体を通して必要になってくるのかなと思います。28年度は、まずは福祉部との連携の中に障害を持っている子供や成人に対しての見守りも含めての範囲をちょっと広げていただければと思います。

○池田会長 ありがとうございます。

さまざまな具体的な課題等についてご指摘をいただきましたが、今の段階で事務局で何かお答えいただくようなところがもしありましたらお願いいたします。

○事務局 貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

菓袋委員からおっしゃっていただいたサポーターの更新講座でより活用しやすいようにと。確かにおっしゃるように需要と供給がございまして、そういった適切なサポーターがうまいこと、時期とかもありますし、うまいことはまるかなというところがございます。非常にそ

ういう意味では難しいところもあるんですけども、そういう講座に派遣するだけではなくて、より活動しやすいように今は啓発にも参加してもらおう、例えば街頭でいろんな啓発するときにそういったボランティアに来ていただいているいろいろ一緒にやっていただくとかそういったことも、オーケーですよと言っていたいただいたサポーターの方にはお願いしていこうということで、今回養成のときにもお話をさせてもらっていますし、そういったバリエーションを広げているいろいろ教育をして、活躍をいただきたいなというふうに思っております。

それから、ステッカーについてはいろいろご意見いただいておりますし、我々も府政だよりにステッカーについて記載するとかなり反響があるんですけども、府民に対する説明の仕方をもう少し検討していきたいというふうに思います。

それから、高田委員からありました参加人数、これ消費者施策の実施状況というのを前回9月にご報告して、ちょっと長々とした説明で大変恐縮でしたが、それは毎年リメイクしていこうと思っています。そのときに27年度の状況を今後出していきますんで、そういったところではそういった数字を出ささせていただきたいと考えております。

それから、特殊詐欺については、事務局が申したとおり府警のほうで、大阪府だけちょっと特殊詐欺の件数、被害金額が伸びているので、府警のほうも今回新しい予算を今要求して頑張っただけこうというふうに思っております。

それから、柿木委員からありました若い人への啓発、これはもういただいたご意見というのを踏まえて啓発の中で検討をまたしていきたいというふうに思います。

それからあと、岡本委員のご質問はお答えしたとおりです。

それから、大森委員からありました見守りネットワーク、これも事務局からお答えしたんですけども、予算なしでもできること、確かにそのとおりで、我々もこの間、全国のいいネットワークの事例、あるいは国における事例、こういったものを各市町村に配信しています。消費者庁のほうもこれに力を入れていますんで、こんなものがあるよという情報をくれますんで、それを我々のほうからも市町村に情報提供という形をさせていただいています。さらに、我々のほうも市町村に、現状をお聞きし、そういったものも引き続き把握していくとともに、我々も市町村との会議を毎年持っていますんで、そういったところでもそういう情報交換や意見交換の希望があれば当然やっていきたいし、また情報提供とかいうことできっかけをつくっていきたい。そういう市町村からのご意見があるということでございますので、そういった意見があればまたそういった場でもいろいろ検討していきたいというふうに思います。

それから、適格消費者団体との連携について、まだちょっと今のところそこまで我々もいけていないんですけれども、そういった市町村との会議の場で、周知することをまた検討していきたいなというふうに思います。

千葉委員からもご意見いただきました、ネットワークですね。これまさにおっしゃっていただいたとおり新たにつくるというよりも、市町村、今持っているのを使いたいというご要望が強いので、そういったものは今ある事例の中でもそういったものはありますのでそれをしていきますのと、我々も今ネットワークということで先ほど事務局から申しましたように福祉部のほうでステージを、3ぐらいですかね、ちょっともらっていて、いろいろ介護の関係であれば介護の集団指導というような指導があるんですけれども、事業者の、そういったところへ行ってチラシを配布させていただいたり、いろんな介護の専門の研修とかそういったところでもチラシをまいたり、あるいはいろんなその研修会とか市町村の課長会議にも行って説明とともに依頼をしたり、そんなこともさせていただくように今年度からさせていただきます。さらにそういったものは深めていきたいなというふうに思っております。

それから、鈴木委員がおっしゃいました障害等、これは計画の策定のときから鈴木委員には非常に言っていて、非常にちょっとまだ難しいというか、なかなか高齢から入ってしまって、ちょっと申しわけない、正直手がなかなかそこまで回り切れていないところがあるんですけれども、意識としては十分、今日もご指摘いただきましたし、理解しておりますので、この辺またチームとも、まずはどういうことでやっていけるのか、その辺のつながりのところから議論をしていきたいなと、ちょっとなかなか議論がそこまで進まずに、先に今、高齢者のほうをいっておるんですけれども、そういったところも福祉部などとまた議論をしていきたいなと思っています。

それから、点字以外も、府のほうでもホームページがリーダーで読めるというようなシステムがございますので、そういったものについてもできるだけ対応できるように頑張っていきたいなと思います。

徐々にはございますけれども、ご指摘いただいた意識を持ってまた関係部局とも話を進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○池田会長 まだまだご発言のご希望あろうかと思いますが、少し時間の関係もございますので、取り急ぎ前のほうに進めさせていただきます。

それでは、お手元の（４）のその他ですが、事務局よりご説明いただく事項がございますので、一括してよろしくお願いいいたします。

○事務局 参考資料の大阪府消費生活センター条例についてご覧ください。

こちらは、これまでは大阪府消費生活センター設置条例としてあった条例なのですが、今年度、消費者安全法が改正されまして消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理について、内閣府令で定める基準を参酌して条例で定めることとされましたので、消費生活センター設置条例を改正して、こういった項目について決めました。

以上でございます。

○事務局 それでは、参考資料の最後に、ちょっと冒頭からもありましたし、会議の中でも話が出ていたんですけれども、事業者に対する関係法令の説明会をさせていただきました。特定商取引法に関するもの、それから改正の景品表示法に関するものということです。特定商取引法は、事業の商取引の類型によって少し分けさせていただいて、通信販売を行う事業者向け、それから訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供ということで分けさせていただきます。いずれも薬袋委員にお世話になって、かなり事業者に来ていただいて熱心に聞いていただいて、薬袋委員、スライドのほうをいろいろつくっていただいて非常にわかりやすいご説明でよくわかったかなというふうに思っています。それから、景品表示法のほうは、先ほど千葉委員もおっしゃっていた課徴金制度、こういったものも始まりますんで、消費者庁の表示対策課のほうから来ていただいて、これは事業者向けですけれども、そういったこともあって注意喚起をさせていただきました。その後ろに、チラシというんですか、こういった講習会をやりますということで募集したチラシをつけております。

以上でございます

○薬袋委員 すみません、薬袋ですが、この特定商取引法の説明会の際には、大阪府の消費者保護条例と、それからステッカーに対する位置づけなどについても話すようにというご指示がありましたので、条文等も説明させていただいて、来ていただいた160名ぐらいの方には理解していただいたかなというふうには思っております。

○池田会長 コメントをありがとうございます。

ただいまの事務局等の説明につきまして、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それじゃ、全体につきまして、なおこの点質問をしたいなというところがもしございましたら、遠慮なくご指摘等をいただければと思います。本日の議題全体……どうぞ、花田委員。

○花田委員 いろいろ教えていただいてありがとうございます。暮らしのサポーターですか、

ナビゲーターですか、そういう制度というのは他の市にもあるのでしょうか。

○事務局 これは大阪府で今のところやっているところとして、ひょっとすると市町村が独自に設けられているところがあるかもしれない。今のところ、大阪府で育成したサポーターを市町村のほうで登録して活用していただいているという状況です。

○花田委員 これ、活動報告みたいなものは出していただいていますか。

○事務局 はい。

○花田委員 そうしましたら、今、講演会みたいなお話はあったんです、例えば交流会とか、それから事例を共有するとか、先ほど大阪府のほうでちょっと数が増えているみたいな話があって、多分悪いことをする人ってどんどん新手にいろんなことを考えてくると思うんです。そういうのを、そういう方たちは、相談の方って、もちろんそういう機関の方もそうですけども、相談の形で実際にこういう手があるんだなというような共有できると、またそれを守ってあげるほうにとか、市民の方に、府民の方に情報をお出しするということができると思うので、ぜひ今いらっしゃるこの150人の方たちを十分に活用していただくといいかなと思いました。実際の現場に近いほうが多分情報は新しく来ると思うので、そのあたりを活用していただけたらいいなというふうに思いながらお聞きしておりました。ありがとうございます。

○池田会長 そのほか、全体につきまして。

○葉袋委員 何度もすみません、葉袋です。

資料の2の28年度当初予算の内訳のところの消費者庁基金交付金のところの大阪府のところ、27年度に比べて非常に大きな数字に膨らんでいるように思うんですが、中身の資料を拝見してもどれが膨らんだのかということがいま一つわかりにくかったので、その点のところを教えていただきたいなと思いました。何か重点的なことをやっておられるのかなというふうに思いまして。

あとは、見守りネットワークのことなんですけれども、北海道が北海道の中の市町村に消費者協会などと協力して見守りネットワークを推進しようという話を進めておられて、非常に注目しております。それから、大森委員からもありましたように東京都の見守りネットワークのガイドライン、平成17年ぐらいからつくっていて、21年に改定して、昨年12月にまた答申が出て、東京都が東京の市町村に対して推進すべく協力をしているというので注目しました。その点もできたら参考にして、余り予算のかからない範囲で同じようなことをやっていたらいいかなと思っています。

1点目は質問なんで、よろしくお願いします。

○事務局 先ほどご説明した交付金の大阪府の予算の分につきましては、府警本部さんが今年度新規で立ち上げされた事業などが含まれております。

○事務局 府警本部さんのほうで特殊詐欺ですね、こういったものはある地域で発生すると、いうたらカモリストというのか、そういうのを使ってやりはるので、その地域が非常に重点的にやっぱりやられるという傾向があるということをつかんでおられて、そういった地域にいろいろPR、重点的に電話とかで気をつけてくださいということを書いていくというようなこと。これについては今のところ予定ですけれども、そういうそのことがあれば、そういったものまた公表というんですか、PRしていくということも考えておられる。ここちょっと今予定ですけれども、そういったことも考えておられるようです。その予算が少しあるということです。ただ、ちょっとこれ予算でしてね、この金額で一応府のほうでは要求しておりますが、これは、消費者庁の交付金を活用して行う事業です。交付金については、全国の割り振りの中で満額認められるかどうかはまだ流動的なところもありますけれども、この予算として増えているのはその分が増えているということです。

○薬袋委員 中身で、少しこのところは、1,933千円というふうに書いてあるだけだったので、ちょっと数字を。これ、今年のことですかね。

○事務局 これは毎年やっていただいている、これもカモリストを見つけて、そこに圧着はがきで、府警本部とかあるいは両方の連名で、あなたのお名前がこういったリストに載っていますんで気づけてくださいねというはがきをずっと送っているんです。これは同じようにやりますんで、これプラス今の事業をやるということで、ちょっと増えているということでございます。

○薬袋委員 よい取り組みで予算をとってきていただくのであれば私も大賛成なので。わかりました、ありがとうございます。

○池田会長 どうぞ。

○千葉委員 今年度の新規事業ということで大学生に大学生期における消費者教育というところで幾つかの項目が入っているんですが、この考え方というのはどういう考え方なんですか。リーダーを育成する、それからボランティア活動の実施とか、学生間交流・検討会の実施というような方向になっているんですが、先ほどの目標との関係で、リーダーって、これ大学生についてのリーダーなのか、よくこの辺も内容的にはわからないので、ご説明していただければいいというふうに思います。それが1点目です。

2点目としては、先ほどの被害の状況から見ますと、多分大学へ入って比較的、二十歳前の人二十歳になる直前のところでまず被害に遭うというのが一般的だと思うんですが、それと、最近の問題としては就職のところ、出口の力のところで被害に遭うという状態があると思います。それからもう一つはマルチ商法ですね、これは中間地点だと思うんですが、ちょっと稼ごうというそういう気持ちが出てきてひっかかるということだと思うんですが、マルチ商法に出てくる商品で、学生がよくだまされる商品で、意外とダイエットとかいったようなものが結構多いように聞いています。しかし、マルチの顔を全然しておりませんので、この辺、大学に入って出て行くまでのどの過程で、どういう内容を啓発していくのかということについても、もしお考えがあればお聞かせいただきたいというのが2点目です。

それから、3点目としてはやり方の問題なんですけど、これももし新規事業で立ち上げるとすれば、むしろモデル的に例えば大阪府立大学でやるとか、何か薄く単に啓発するんじゃなくて、まず新規事業でどういうやり方をやったら効果的なのかということで、重点的に試作をした上でいいやり方を普及していくというほうが予算の使い方としては、特に新規のものについてはいいのではないかなと思うんですが、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っています。

○池田会長 事務局、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

これにつきましては、新規でリーダー養成、啓発ボランティア、学生交流とか書いていますけれども、今回実行していくのにもう少し検討しながらいきますけれども、3つをまとめて、大学生のネットワーク的な形で、ネットワークというか、事業も含めてネットワーク的な形でできたらと思っています。

まずは大学生期というのが非常に重要な時期だということで、その大学生が非常に権利義務、今は二十歳でその主体になってくる、しかも就職の直前ですので今後社会に出て行く、その大学生がこういった消費者市民社会ということを十分に理解していただいて、そういったものについてみずからいろいろボランティアをしたり、学生が学生に教えたりすることをしていって、それとネットワークもみんなて構築しながら、ワークショップみたいな感じ、そんなものもできていけたらいいなというふうに今思っています。そういったリーダーとなってくれるような学生をまず養成する、リーダーと書いていますけれども、そういったものを養成するような研修をして、その研修を受けて、そういった学生が支援して自主的にやっていく、そういうボランティア活動に入ったり、みんなて寄ってこういったことをやってい

こうじゃないかというようなことをやっていっていただけるような支援をしていこうというふうな形です。何をやるかというのについては、学生に議論もしていただきながら進めたいし、支援もしていきますけれども、例えばいろんな発表であったり、例えば企業さんなんかとコラボの場でそういった一緒になって発表とかワークショップやったり、それから寸劇とかそういったものもいろんなところで発表したり、そういったこともあるのかなというふうに思っています。

それから、そういった学生の中でのいろんな情報交換、こうした交流なども支援してつくっていききたい、そういうのをパッケージにしたようなものを考えております。まさに千葉委員がおっしゃったように二十歳になったら、先ほどの苦情相談の結果でも年代で二十歳になったらほんと3倍ぐらい件数が上がっているんですね。やっぱりそこは国のほうの検討会でもやっぱり二十歳になったときを狙ってばっと、夏、誕生日を狙って来るというようなことも書いていますし、そのところはちょっと重要なところだと思っていまして、そういうことをやっていきたい。

それから、内容については今ダイエットとおっしゃいました。そういったものを含めて我々の把握している、学生に多い事案などもできるだけ学生に知っていただくような形をしていききたいと思っていますけれども、特定のものを深めるという感じはちょっと考えておりません。

それから、モデル事業としての実施ということですが、我々としても初めての取り組みなので、来年度以降、少し発展形もあるのかなと思っています。ベースになっているのが、今ちょっと兵庫県さんのほうでこういった取り組みをされていて、非常にいい取り組みだなということも勉強させていただいて、それをちょっと少しベースに考えさせていただいて、今かなりうまく兵庫県さんが回しておられていい取り組みになっているので、少し我々大阪府として、大学の数も違いますし、地域性というがあるので、そこは何か特色を出しながらいきたいと思っていますけれども、そういったことを今考えています。できれば、そういった提案をいただくような形で募集をして我々のほうでやっていきたい。まさにおっしゃるように初めてやりますので、今後試行錯誤があるかなというふうに思っております。そういう内容でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

ほぼ予定した時間が来ましたが、どうしてもちょっと今日はこの点だけでも発言しておきたいという点がございましたら、お一人ぐらい。

○大森委員 すみません。ちょっと重ねてになって申し訳ないんですけども、地域の見守りネットワークのことで、これは4月から消費者安全法が施行されるという本当にスタートの時期で、通常のととはちょっと違うものだと思うんですね。先ほどのお話を聞いていると、いろんな機会を通じて情報提供とかをしていきますというようなふうには聞こえてしまっていて、そうではなくて、やはりこの見守りネットワークに特化した形で進めようということを、この機にやはり打ち出していきたいなど。そうでないとなかなか、そうは言っても進まないのじゃないのかなという気が1点はします。

もう一つは消費者教育の話で、これも推進法の消費者教育推進協議会のことですが、これ都道府県レベルで今時点でこの教育推進協議会を持っていないのがもう5つだけなんですね。大阪府を含めて5つということになっています。この消費者教育推進協議会そのものが、形だけ、名前だけつくったというような感じのところもあるとは思いますが、ただ、府としてそれをいまだ持っていないという、このことはマイナスのメッセージを発してしまっていないかなというのが1つ心配をしています。そういう意味では、この協議会の設置ということもちょっと真剣に考えていただきたいなというように思います。これはもう意見だけです。

○池田会長 それでは、予定しました時間がまいりました。

本日は非常に限られた時間でしたが、それぞれが本当にかげがえのない貴重なご意見を賜りました。大阪府の消費者施策を進めるに当たりまして、何といたしても人的・物的リソースが限られている中で、今後とも当審議会の委員の皆様のお力添えを多々いただくことになろうとは思いますが、今後ともぜひご協力のほどをよろしく願いたいと思います。

それでは、本日、ありがとうございます。事務局のほうにバトンをタッチさせていただきます。

○事務局 本日は本当にありがとうございました。委員の皆様から、いろいろ日ごろ思っておられること、いろいろな意見を吸収しておられることを含めて、多角的に専門的にご意見いただきました。どれもこれも本当に貴重なご意見で、池田会長もおっしゃっていた、なかなかお金と人的体制が厳しいところもありますけれども、おっしゃられましたようにお金のないときはお金のない工夫をしながらということもまさにおっしゃって、そういうことを肝に銘じて、消費者行政を進めていきたいという思いは本当に持っておりますので、いろんなところと連携しながら進めてまいりたいと思います。ぜひまた今後ともご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後16時00分